

# 第3章 環境学習の目標と主体別の役割

## 1. 環境学習の目標

市民一人ひとりが環境を大切にし、環境都市うつのみやをみんなで築き、未来につなげるために、以下のとおり目標に掲げ、環境学習を進めます。



## 【心の育成】

宇都宮市の豊かな自然や古い歴史と文化にふれあい、私たちを取り巻く身近な環境が持つさまざまな価値に気づき、このふるさとの環境を慈しむ心を育みます。



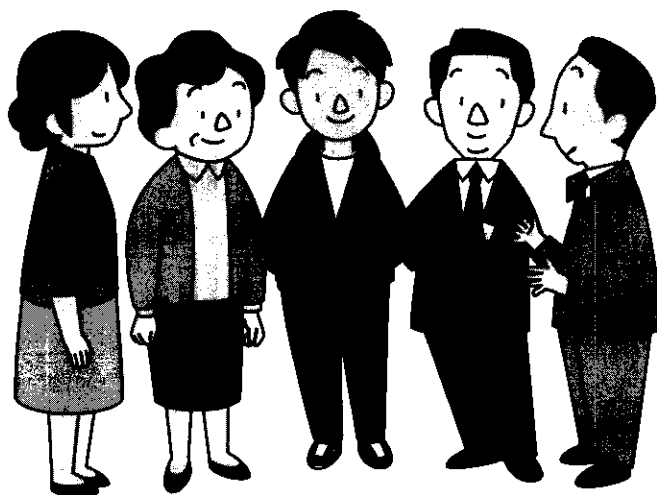
## 【理解と行動の促進】

人間活動が身近な環境から地球環境、さらには将来世代にも負荷を与えていることへの正しい理解と認識を深め、自らの責任と役割を自覚し、主体的な環境保全活動の実践につなげます。



## 【パートナーシップの形成】

持続可能な社会の実現に向け、家庭、地域、学校、事業者、行政などあらゆる主体が参画・連携します。



## 2.各主体の役割と 取組の方向性

### (1) 家庭における環境学習

#### 《基本的役割》

家庭は、地域社会における最小の基本単位であり、また、特に幼児や青少年にとって第一の生活基盤です。人としての基本的なマナー、倫理観、生活様式の基盤を形成するのは、家庭でのしつけや習慣です。そのためには、大人が率先して環境を大切にする意識と態度を持ち、日常生活の中で、当たり前前の習慣として環境に配慮した実践行動を示すことが、家庭における環境学習の基本的役割です。

特に、幼少期における自然体験や生活体験は、環境学習の基礎となることから、子どもたちにこれらの体験を積み重ねていくことも家庭の大切な役割です。



## 《環境学習の取組の方向性》

### ①日常生活の様々な場面で体験の機会を広げます

- 幼児期では、森林や川など身近な自然の中に出かけ、五感でふれあうことにより、自然や生命の大切さに対する感性を育みます。
- 少年期では、日常生活の中で分かち合いや思いやりの心、もったいないと思う気持ちを育み、ものを大切にする態度を身につけます。また、遊びや買い物、家事など様々な体験を重ね、実体験を通じて社会のルールや環境を大切にする態度を身につけます。
- 大人は、子どもの手本であることを認識し、地域の美化や環境保全に向けて大人自身が自ら実践し、模範を示します。

### ②日常生活の一つひとつの場面を「環境」という視点から見直します

- 自然との共生を大切にしてきた宇都宮市の歴史や文化などを話題にし、環境を大切にする意識を高めます。
- 廃棄物の減量やリサイクル、省資源・省エネルギーなど身近な環境問題について家族で話し合い、それらの改善に取り組めます。
- 自分の生活が環境に与えている影響を知り、環境にやさしい暮らし方を考え、実践します。
- 消費者として、環境への負荷の少ない商品やサービスを率先して選択します。

### ③地域における様々な環境活動に参加します

- 地域、学校、事業者、行政の環境への取組に関心を持ち、行政や事業者が行う環境施策や環境への取組に対して積極的に提言していきます。
- 市や環境関連団体などが主催する環境学習会や、PTAや自治会、環境関連団体などが行う地域の環境保全活動に積極的に参加します。

## (2) 学校等における環境学習

### 《基本的役割》

保育所・幼稚園から小学校、中学校、高等学校は、環境に対する関心や知識・技能の習得、問題解決能力の育成、主体的に行動する実践的態度の育成など、発達段階に応じた環境学習を進めるうえで重要な役割を担っています。これまでも、リサイクル活動、緑化活動、省エネルギーなどの取組を通して、段階的に環境学習がなされてきたところであり、引き続きこれらの取組を進めていくことが大切です。

さらに充実した環境学習を行っていくためには、指導者が環境学習の重要性を強く認識し、環境学習の実施にあたって必要な能力の向上に努めていくことが大切です。同時に、生涯を通じた学習の基礎となる環境学習が行われることが求められています。



## 《環境学習の取組の方向性》

### ①総合的・体系的な学習を実施します

- 各教科，総合的な学習の時間，特別活動を相互に関連づけ，自ら学ぶ意欲や思考力，問題解決能力などの育成を基本に，総合的・体系的な環境学習の指導を展開します。

### ②体験的学習を充実します

- 教室で知識を学ぶだけでなく，野外活動や農業体験などの自然体験を重視した学習や地域の特性を生かした学習を展開し，自然や地域を大切にする心を育てます。
- 具体的な環境活動や体験を通じて，子どもたちが自分の生活と環境とのかかわりを認識し，問題解決能力を育み，主体的に環境に配慮した行動がとれるようにします。

### ③子どもたちの自発的な取組を促進します

- 環境を保全する意欲や態度を養い，習慣化し，行動できるよう，子どもたちの自発的な取組を尊重した指導の充実を図ります。

### ④家庭や地域社会等と連携した学習体制を整備します

- 学校外の環境保全活動への子どもたちの参加を促すとともに，学校としても積極的に参加します。
- 学校と家庭・地域等との連携を密にして，学校での取組と地域社会での環境保全活動とが相互に補完されるよう配慮します。
- 地域の人材の協力を得ながら，子どもたちが環境について体験する場・技能を学習する場を広げていきます。

### (3) 地域社会における環境学習

#### 《基本的役割》

地域には、学校や事業者、自治会、子ども会、婦人会、老人会などをはじめ、環境保全活動に取り組む民間団体など、いろいろな活動目的をもつ様々な団体があり、緑化活動や美化活動、リサイクル活動など多様な活動が展開されています。地域は、同じ生活空間や環境を有しているため、環境についての共通認識をもちやすく、環境活動を起こしやすい条件が整っています。また、様々な人間関係、社会関係の機会をもつ地域は、子どもたちにとって、社会的なルールや実際的な知恵を学ぶ場として、重要な役割を担っています。

地域ぐるみの環境活動などを通して、地域住民一人ひとりの環境意識を育て、地域から行動していく実践力を培っていく役割が期待されます。



●緑化ボランティアなどを育てる講習会の実施風景



●ボランティアによる樹林地の保全活動の様子

## 《環境学習の取組の方向性》

### ①地域環境の現状を把握します

- グループや各種団体などで、地域の自然環境や地域文化について調べることを通して、地域固有の環境の価値を再認識します。
- グループや各種団体などで、ごみの散乱、水質汚濁、大気汚染など、身近な生活環境を点検したり、改善策などについて話し合います。

### ②地域社会での取組を実践します

- 子どもたちに、地域の自然とふれあう機会や地域を知る機会、農業体験などを通して自然と共生する地域文化を継承する機会を提供します。
- 緑化活動や花いっぱい活動、樹林地・里山管理活動など、環境保全活動を進めます。
- 地域ぐるみで、美化活動、リサイクル活動などに取り組みます。
- 省資源・省エネルギー、廃棄物の減量などの具体的な方法について学ぶ機会を提供し、具体的な活動実践に結びつけます。

### ③青少年の主体的な参加を促します

- 地域の環境行事の企画に青少年を参画させるなど、環境保全活動を行う青少年の仲間づくりを支援します。

### ④様々な地域の活動を結びつけます

- 学習や活動を実施する際には、地域住民だけでなく、関係する団体や事業者、学校、行政との連携を進め、できるだけ多くの人の参加を呼びかけます。
- 地域で各団体やグループが取り組んでいる様々な活動について、互いに情報を共有し、連携を深めます。



#### (4) 事業者における環境学習

##### 《基本的役割》

事業者は、その活動が地域の環境や地球環境に深くかかわっていることを認識し、環境への負荷の少ない事業活動を展開する必要があります。そのために、事業者には、職場全体で環境対策に取り組むことができるよう、従業員に対し積極的に環境学習を行う役割が求められます。

また、環境に配慮した製品・サービスの開発や提供などの事業活動を通じて、社会経済システムの転換に寄与するとともに、一般の消費者を環境保全の方向に誘導する役割もあります。

さらに、地域社会の一員として、地域における様々な活動に人材や資材、施設の提供を行うなど、地域における環境学習や環境保全活動への参加や支援が求められます。



## 《環境学習の取組の方向性》

### ①従業員の環境学習の機会を広げます

- 様々な学習機会を設け、環境保全に対する方針、事業活動に伴う環境影響などに関する従業員の理解を深めます。
- 従業員に対する環境学習を計画的に実施します。

### ②事業活動の環境への負荷の低減に積極的に取り組みます

- 環境管理システムの構築に取り組み、環境に配慮した事業活動を組織全体で進めます。
- 環境に配慮した製品・サービスの開発・購入・使用を進めます。
- 各事業者の環境への取組について、消費者に積極的に情報発信し、消費者の環境意識の向上を図ります。
- 取引先や関連会社に対して環境に配慮した取組を促します。

### ③地域の一員として様々な活動への参加・支援を行います

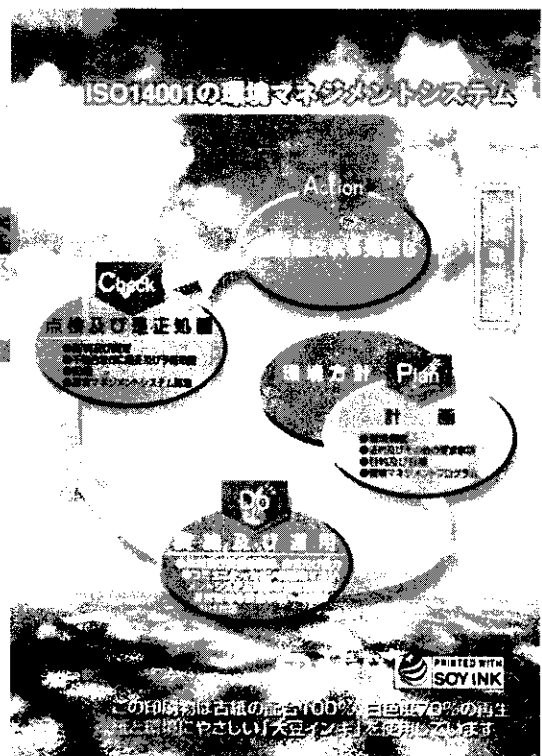
- 従業員が地域の環境学習や環境保全活動に参加しやすい社内環境を整備します。
- 市や環境関連団体などが主催する環境学習会や、地域の環境保全活動に積極的に参加・支援します。
- 事業者がもつ施設・情報・技術・人材等を、地域や学校での環境学習や環境保全活動に提供します。

## (5) 行政における環境学習

### 《基本的役割》

行政自らが、地域の一事業者として、事業活動における環境への負荷の低減に努める必要があります。そのためには、職員一人ひとりの意識を高めることが重要であり、研修の実施等により全庁をあげた環境学習を行います。

また、環境問題が多様化し、行政以外の主体の役割が重要になってきたことで、行政の果たすべき役割は、従来の主導的なものに加え、調整的、支援的なものが求められています。具体的には、情報の提供、環境学習を担う人材の育成や環境学習プログラムの整備、学習の機会や場の提供、さらには各主体間の連携の促進など、市民や家庭、学校、地域、事業者の主体的な環境学習や環境保全活動を支援する役割が、行政には求められます。



## 《環境学習の取組の方向性》

### ①一事業者として積極的に環境保全活動に取り組み、環境への負荷の低減に努めます

- 職員の環境研修を実施し、職員一人ひとりの環境への理解や認識を深めます。
- ISO14001や庁内環境配慮行動計画に基づいて、環境に配慮した事業活動を組織全体で進めます。特に、「省エネルギー・省資源の推進」、「廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進」、「グリーン購入の推進」、「公共工事のグリーン化の推進」、「環境に配慮したイベントの推進」の項目については、重点的に取り組みます。
- 環境団体などが主催する環境学習会や、地域の環境保全活動に積極的に参加します。

### ②環境学習を支援する施策を推進します

- 環境情報及び環境学習情報を積極的に収集・提供するとともに、環境学習や環境保全活動、環境問題に関する普及啓発を推進します。
- 環境学習や地域の環境保全活動の推進役となる人材を育成し、その活用を図ります。
- 野外環境学習とともに、日常生活や社会活動において環境負荷の少ない行動様式を啓発する学習手法などの開発・整備、学習機会と場の提供を積極的に進めます。
- 各主体の環境学習に対して、情報の提供、人材の派遣、学習教材・資機材の提供など、必要な支援措置を講じます。
- 市民、学校、地域社会、事業者、行政など、様々な主体の人材、情報、活動などをネットワークでつなぎ、各主体の立場や能力に応じた協力関係を築きます。
- 行政内部及び環境学習関連施設やフィールドの連携を図り、これらが実施する様々な環境学習関連の施策や事業をつなぐことにより、環境学習を効果的に進めます。